

## 博士學位論文要約

論文題目： 交通犯罪対策の研究

氏名： 川本 哲郎

要約：

本論文は、40年以上に亘る、交通犯罪についての調査研究をとりまとめたものである。

第1章「日本と英国の交通犯罪対策」では、①交通犯罪者に対する厳罰化—自由刑の有効性—、②交通犯罪者に対する交通安全教育、③社会奉仕や運転資格剥奪などの刑事制裁について、日本とイギリスとを比較し、イギリスから学ぶべきものを提示した。つまり、自由刑の有効性を見極めつつ、交通犯罪者の教育や、運転資格剥奪などの制裁の活用を考えるべきである。

第2章「危険運転致死傷罪の新設について」では、立法提案までの経緯を見た後で、危険運転致死傷罪新設による厳罰化について検討した。交通犯罪者の実態解明の必要性を訴えると同時に、多様な制裁の活用や被害者支援の充実などを今後の課題として挙げている。

第3章「自動車運転死傷行為処罰法」は、危険運転致死傷罪導入の後でも、悪質無謀な運転による事件は跡を絶たなかったし、危険運転を類型化し、犯罪の成立範囲を限定するという立法政策にも批判があったので、法整備が検討されることとなった。そして、その結果、危険運転致死傷罪は、新たに制定される自動車運転死傷行為処罰法に含まれることとなり、新たな犯罪類型も設けられた。そこで、これを契機に、道路交通法を含む交通犯罪処罰規定の概観を試みたものである。ここでは、最近の重大な交通犯罪を見た後で、一定の病気等に係る運転者対策や悪質・危険運転者対策に関連する道路交通法の改正と自動車運転死傷行為処罰法の諸規定を検討している。

第4章「認知症などの疾病と交通犯罪」においては、自動車運転死傷行為処罰法制定時に問題とされ、また、今後も重大な問題であり続けるであろう「認知症と自動車運転」の問題と、統合失調症やてんかん、低血糖症、双極性気分障害、睡眠障害などの病気の影響による死傷事故について考察した。高齢者に対しては、刑罰の有効性には限度があるのであるから、運転リハビリの普及や公共交通の整備などを含めた総合的な対策が必要であろう。

第5章「交通刑事政策の展開」では、危険運転致死傷罪制定直後までの、交通犯罪に対する刑事政策の展開を跡付け、検討を加えている。また、高齢運転者対策や、自転車、携帯電話の問題なども取り上げている。

第6章「交通犯罪者処罰の動向」は、2011年から2012年にかけて、悪質危険な運転による重大な交通事故が発生したのを受けて、それらの問題点を整理したうえで、諸外国の状況を参照し、交通犯罪対策の在り方について論じたものである。

第7章「交通犯罪者の処遇」においては、我が国において行われていた交通犯罪者の集禁処遇について概観した。

第8章「交通犯罪者の施設内処遇の回避」では、交通犯罪者に自由刑を科す際の問題について、交通犯罪対策の歴史を辿り、諸外国の事情を参照した後に、我が国の交通犯罪者処遇の諸問題を網羅的に取り上げ、それぞれについて若干の考察を行った。

第9章「飲酒運転犯罪者の処遇」では、我が国の危険運転の核である飲酒運転を取り上げた。ここでは、飲酒運転とアルコール依存の関係という観点から、アルコール依存という精神障害と自動車運転の問題を考えてみた。また、イギリスの状況を参照し、交通犯罪被害者の問題も取り上げた。さらに、立法問題や矯正処遇の問題も論じている。

第10章「あおり運転の抑止に向けて」は、近年、大きな問題として関心の集まっている「あ

おり運転」に取り組んだものである。ここでは、我が国の交通処罰規定の概観を行い、その問題性を指摘した後で、実際に問題となった2事例を取り上げ、考察を加えた。また、あおり運転をロードレイジのひとつととらえ、その原因と対策について検討した。さらに、諸外国の事情も調べた後で、まとめとして、交通犯罪処罰規定の抜本的な整理と、被害者に対する配慮、運転者の適性判断の重要性などを訴えている。

第11章「交通犯罪の被害者」では、最近の重大交通事故や交通犯罪処罰の現状を見たとうえで、交通犯罪被害者に対する国の施策を概観し、被害者・遺族の声を紹介している。そして、今後の課題として、関係諸機関の連携の重要性と、法教育の問題、クルマ社会の在り方を挙げている。

本論文において、追究したのは、交通犯罪者に対する適正な処罰の在り方である。交通犯罪のうち、軽微なものについては、交通反則金を課すことで対応が図られている。重大な交通犯罪に対して刑罰を科すときは、罰金か自由刑のいずれが適切かという問題が生じるし、量刑についても検討が必要である。「重かるべきは重く、軽かるべきは軽く」という処罰の原則が実現されているかどうかを問うというのが本論文の課題であった。そして、その際には、交通犯罪の原因を究明することと、処罰の効果を判定することが大きなテーマとなる。また、交通犯罪の被害者の問題を避けて通ることはできない。そして、それらの課題に取り組むときに、諸外国の対策を参照するのは当然のことである。そして、本論文で得た結論は、以下の通りである。

- ①我が国の交通犯罪規定は複雑な様相を呈しているので、将来は、抜本的な解決が必要である。
- ②交通犯罪者の実態についての調査研究は着実に行われてきたが、今後解明すべきことは多い。
- ③交通犯罪者に対する処罰の効果についても、さらに研究が進められなければならない。

世界では、100年に一度といわれる交通革命を迎えていると言われているが、そのような時期にあって、自動運転車やドローンなどの新しい交通機関の出現に際し、どのような交通犯罪対策を講じるのかは喫緊の重要な課題である。運転資格の問題を初めとして、できるかぎりの犯罪予防策を打ち立てる必要があることは言うまでもない。我が国の自動車による死者数の総計は50万を超えている。来るべき新世代において、同様の大きな被害が惹起されることは何としても防止しなければならない。そのためには、上に提示した課題の解決に向かって、一貫した努力を継続することが求められているのである。